

件名	愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	デジタルシフト推進課
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
<p>【改正の概要】</p> <p>個人番号を利用する県の事務を廃止し、及び追加並びに住基ネットを通じて本人確認情報を利用することができる県の事務を削除するため、これらの条例の一部を改正するものである。</p> <p>1 愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 個人番号を利用できる事務のうち次の事務を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私立中学校等の生徒の保護者等に対する教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務 <p>(2) 「外国人生活保護の実施に関する事務」に「被保護者健康管理支援事業の実施」を追加</p> <p>2 住民基本台帳法施行条例の一部改正</p> <p>愛媛県個人番号の利用に関する条例から削除する事務を削除</p>	
施行日	令和4年4月1日 ただし、1(2)については公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	